

[事案 2025-77] がん診断給付金支払請求

・令和8年2月27日 裁定終了

<事案の概要>

約款の支払事由に該当しないことを理由に、がん診断給付金が支払われなかったことを不服として、がん診断給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和6年9月に腺腫内癌の診断を受けたため、平成28年6月に契約したがん保険にもとづき給付金を請求したところ、上皮内がんの診断給付金が支払われたが、以下の理由により、がんの診断給付金との差額を追加で支払ってほしい。

- (1) 医師からS状結腸腺腫内がん、盲腸腺腫内がんと説明された。
- (2) 他社からはがんの診断給付金が支払われた。

<保険会社の主張>

最終の病理組織学的検査における診断名「腺腫内癌」は、本契約の約款上の「悪性新生物」に該当せず、「上皮内新生物」に該当するため、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、保険会社からの説明状況等を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。